

## 〈問い合わせ先〉

### 保険給付について

保険医療課 (☎0848⑦6050 FAX0848⑥2130)

### 納税通知書・税額について

市民税課 (☎0848⑦6031 FAX0848⑦6132)

### 納税について

収 納 課 (☎0848⑦6034 FAX0848⑦6132)



国民健康保険は、  
加入者の皆さんが  
助け合う保険制度です



国民健康保険（国保）は、職場の健康保険などに加入していないすべての人が、病气やけがをしたとき、安心して医療が受けられるように、国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。  
皆さんが納める国保税は、医療費や出産・死亡など保険給付の大切な財源となります。

## 国保税の 計算方法と納期

国保税は、その年度にかかると予測される医療費から患者の一部の負担金や国の補助金などを差し引いた費用をもとに決めます。本年度の税率は据え置きですが、医療分の課税限度額が、国の基準改正に伴い53万円から56万円になりました。

本年度の国保税の計算方法

は表1、税率は表2のとおりです。  
また、7月中旬に世帯主あてに納税通知書を送付します。もし、国保税を納めていない人がいると、他の加入者との公平を欠くばかりか国保の財源が不足し、十分な保険給付が受けられなくなります。納期は、表3のとおりです。必ず納期限内に納めてください。

表1 国民健康保険税の計算式

40歳以上65歳未満=	A	+	B	40歳未満、65歳以上=	A			
A. 医療分 課税限度額56万円								
所得割額	+	資産割額	+	均等割額	+	平等割額	=	A
※1		※2		1人当たり	+	1世帯		
				27,000円		27,000円		
※1) 所得割額=課税所得金額×所得割率(7.9%)								
※2) 資産割額=固定資産税額×資産割率(10%)								
B. 介護分 課税限度額9万円								
所得割額	+	資産割額	+	均等割額	+	平等割額	=	B
※3		※4		1人当たり	+	1世帯		
				7,600円		6,400円		
※3) 所得割額=課税所得金額×所得割率(1.45%)								
※4) 資産割額=固定資産税額×資産割率(1.0%)								

※課税所得金額とは、加入者それぞれの所得から基礎控除額33万円を差し引いた額です。

表2 税率一覧表

区分	医療分	介護分
所得割	7.9%	1.45%
資産割	10.0%	1.0%
均等割	27,000円	7,600円
平等割	27,000円	6,400円

表3 納期一覧表

第1期	平成19年 7月31日
第2期	平成19年 8月31日
第3期	平成19年10月 1日
第4期	平成19年10月31日
第5期	平成19年11月30日
第6期	平成19年12月25日
第7期	平成20年 1月31日
第8期	平成20年 2月29日

**納税通知書は世帯主に届きます**

世帯主が国保加入者でない場合でも、その世帯で国保に加入している人がいれば、国保税の納税義務者は世帯主となります。

**納付は便利で安心、確実な口座振替を**

口座振替にすると、あなたの指定する預貯金口座から自動的に納付できます。納めに行く手間がからず、納付を忘れることもなく便利ですよ。口座振替の手続きは、取り引きしている金融機関へ、預貯金通帳・通帳印・納税通知書を持参し、口座振替依頼書を提出してください。提出された翌月から口座振替できます。

**軽減制度があります**

世帯の所得金額が一定の基準を下回る場合、均等割額、平等割額がそれぞれの判定基準により7割、5割、または2割減額されます。所得申告の必要がある人が申告をして

ない場合、軽減制度は受けられません。申告書が送られてきたら必ず申告してください。

**社会保険料の控除の対象になります**

納めた国保税は、所得税や住民税の課税対象となる所得から差し引かれます。領収書はきちんと保管しておきましょう。

**国保税を滞納すると**

1. 納期限を過ぎると、20日以内に督促を行います。
2. それでも納めない、通常の保険証の代わりに有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。「短期被保険者証」では、ひんぱんに更新が必要になります。
3. 納期限から1年過ぎると保険証を返してもらい、代わりに「被保険者資格証明書」を交付します。この場合、お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。
4. 納期限から1年半を過ぎ



**言葉のツボ**

- **所得割額** 加入者の前年中の所得に応じて算出される額
- **資産割額** 加入者の当該年度分の固定資産税額に応じて算出される額
- **均等割額** 加入者の人数に応じて算出される額
- **平等割額** 1世帯にいくらと算出される額

**まずは納付相談を**

5. そのほか財産などの差し押さえの措置をとる場合があります。
- だと、国保の給付を全部または一部差し止めることになります。

だれでもやむを得ない事情は生じます。分割納付などでもできますので、滞納のままにせず、納付方法について早めに収納課で相談してください。また災害そのほか、特別な事情で国保税を納められなくなったときは、申請により国保税の減額・免除や被保険者証の返還猶予などが認められることもあります。

**更新は忘れずに**

「高齢受給者証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」の有効期限は今月末です。これらの証を持っている人は、更新となります。

**【高齢受給者証】**

対象 70歳以上で老人保健医療の該当となるまでの国保加入者

有効期間 8月1日～来年7月31日

手続き 手続きは不要です。平成19年度住民税の課税所得により負担割合を判定し、該当者には今月下旬に証を送付します。

**【限度額適用・標準負担額減額認定証】**

対象 平成19年度の住民税非課税世帯の国保加入者で、入院中または入院する予定のある人

有効期間 8月1日～来年7月31日

手続き 8月1日（水）から、保険医療課または各支所の住民生活課で交付申請手続きをしてください。  
※入院日数が過去1年間に90日を超える人は、医療機関の領収書、または入院期間証明書などの確認書類が必要です。

**【限度額適用認定証】**

対象 平成19年度の住民税が課税世帯の国保加入者で、入院中または入院する予定のある人

有効期間 8月1日～来年7月31日

手続き 8月1日（水）から、保険医療課または各支所の住民生活課で交付申請手続きをしてください。

